

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和2年4月3日付け令和2年地方独立行政法人北海道立総合研究機構函館水産試験場公告第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 田中義克

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

船舶用燃料（A重油）1リットル当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 221,000リットル

(2) 契約の目的の仕様等

J I S分類1種2号

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

函館水産試験場試験調査船 金星丸

(5) 給油開始予定日

令和2年5月以降

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）

第3条に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 取扱規則第4条の規定により地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 平成31・32・33年度の燃料類購入に関する競争入札参加資格審査の申請を北海道に行い、資格を有すること。

(4) 北海道及び道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(6) 給油船を有していること。

4 制限付き一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和2年4月3日（金）から令和2年4月16日（木）までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

別紙の申請書を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 040-0051 函館市弁天町20番5号 函館市国際水産・海洋総合研究センター内
函館水産試験場総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

函館市弁天町20番5号 函館市国際水産・海洋総合研究センター内
函館水産試験場総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市弁天町20番5号

函館市国際水産・海洋総合研究センター 2階第3会議室

(2) 入札日時 令和2年4月23日(木)午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 函館水産試験場総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 040-0051

函館市弁天町20番5号 函館市国際水産・海洋総合研究センター内

電話番号 0138-83-2892

(6) 前金払

前金払はしない。

- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (12) 債権譲渡の承諾
この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を地方独立行政法人道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。
- (13) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。